

経営承継円滑化法の概要

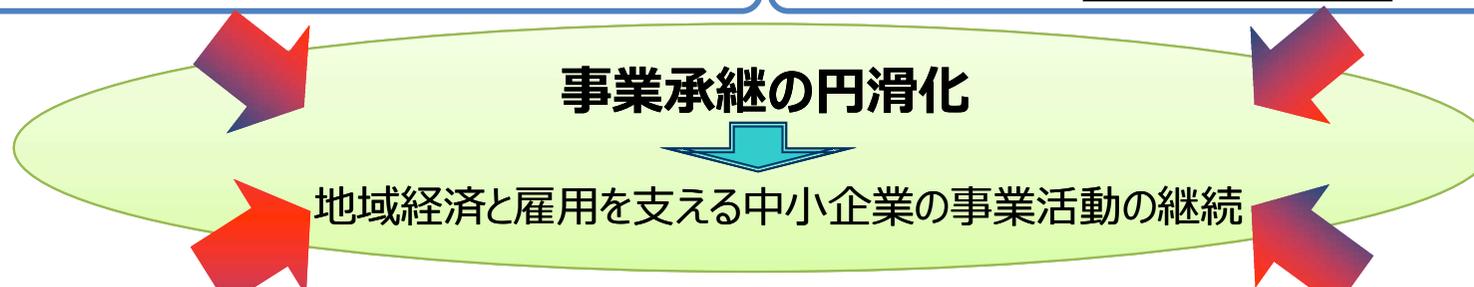
事業承継に伴う税負担の軽減や民法上の遺留分への対応をはじめとする事業承継円滑化のための総合的支援策を講ずる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」が平成20年5月に成立。

1. 事業承継税制

- ◇事業承継に伴う税負担を軽減する特例を措置
- ①**非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度**
都道府県知事の認定を受けた非上場中小企業の株式等の贈与又は相続等に係る贈与税・相続税の納税を猶予又は免除
 - ②**個人の事業用資産に係る贈与税・相続税の納税猶予制度**
都道府県知事の認定を受けた個人事業主の事業用資産の贈与又は相続等に係る贈与税・相続税の納税を猶予又は免除

4. 所在不明株主に関する会社法の特例

- ◇都道府県知事の認定を受けること及び所要の手続を経ることを前提に、所在不明株主からの株式買取り等に要する期間を短縮する特例を新設【令和3年8月施行】
- 会社法上、株式会社は、株主に対して行う通知等が「5年」以上継続して到達しない等の場合、当該株主（所在不明株主）の有する株式の買取り等の手続が可能
 - 本特例によりこの「5年」を「1年」に短縮



2. 遺留分に関する民法の特例

- ◇後継者が、遺留分権利者全員との合意及び所要の手続を経ることを前提に、遺留分に関する以下の特例を措置
- ①**生前贈与株式等・事業用資産の価額を除外(除外合意)**
生前贈与した株式等(※会社)・事業用資産(※個人事業)の価額が、遺留分を算定するための財産の価額から除外されるため、相続後の遺留分侵害額請求を未然に防止
 - ②**生前贈与株式等の評価額を予め固定(固定合意)**
後継者の貢献による株式等価値の上昇分が、遺留分を算定するための財産の価額に含まれないため、後継者の経営意欲を阻害しない(※個人事業は利用不可)

3. 金融支援

- ◇事業承継の際に必要な資金について、都道府県知事の認定を受けることを前提に、融資と信用保証の特例を措置
- ①**株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例**（融資）
対象：中小企業者の代表者(※)、事業を営んでいない個人
 - ②**中小企業信用保険法の特例**（信用保証）
対象：中小企業者及びその代表者(※)、事業を営んでいない個人
※中小企業者〔会社〕の代表者
- ⇒ 事業承継に伴う幅広い資金ニーズに対応
(M&Aにより他社の株式や事業用資産を買い取るための資金等も含む)